七三・〇九	七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・一二項から第七二・一二項までの各項、第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）						
七三・一〇	七三〇・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項、第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）						
七三・一一	七三一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ						
七三・一二	七三二・〇二九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項からの変更を除く。）						
七三・一三	七三二・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一三項又は第七二・一七項からの変更を除く。）						
七三・一四	七三二・一二	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル							
	七三二三・〇〇	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・一三項又は第七二・一七項からの変更を除く。）						
	七三二四・一二	機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ						
	七三二四・一四	その他の織ったクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ						

七三二四・一九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ							
七三二四・二〇	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）								
七三二四・三一	亜鉛をめっきしたもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
七三二四・三九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵								
七三二四・四一	亜鉛をめっきしたもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
七三二四・四二	プラスチックを被覆したもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
七三二四・四九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
七三二四・五〇	エキスパンデッドメタル	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）							
七三二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣＣ							
七三・一六									